### 小規模個人再生による再生手続廃止

**令和８年（再イ）第２５号**

岐阜県羽島市上中町中768番地３

再生債務者　久江　剛史

１　主文　本件再生手続を廃止する。

２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。

令和８年９月14日　岐阜地方裁判所

**令和８年（再イ）第３号**

長崎県佐世保市皆瀬町48番地26

再生債務者　鳥羽　雄士

１　主文　本件再生手続を廃止する。

２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。

令和８年９月14日

長崎地方裁判所佐世保支部

**令和８年（再イ）第３９号**

埼玉県鴻巣市箕田1415番地９

再生債務者　小畠　宜裕

１　主文　本件再生手続を廃止する。

２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。

令和８年９月15日

さいたま地方裁判所第３民事部

**令和８年（再イ）第１号**

神奈川県秦野市北矢名407番地の１

再生債務者　古城　伸一

１　主文　本件再生手続を廃止する。

２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。

令和８年９月16日

横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

**令和８年（再イ）第４６号**

兵庫県姫路市梅ケ谷町２番44号

再生債務者　松岡　忠昭（旧姓飯塚）

１　主文　本件再生手続を廃止する。

２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。

令和８年９月16日　神戸地方裁判所姫路支部

### 給与所得者等再生による再生手続開始

**令和８年（再ロ）第１号**

沖縄県那覇市字識名1280番地１　ラ・ファミーユ202

再生債務者　小浦　昭人

１　決定年月日時　令和８年９月14日午後５時

２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　令和８年10月13日まで

４　一般異議申述期間　令和８年10月26日から令和８年11月２日まで

那覇地方裁判所民事第３部

**令和８年（再ロ）第１２号**

神奈川県藤沢市城南３丁目３番21号

再生債務者　柳井俊一郎

１　決定年月日時　令和８年９月16日午前10時

２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　令和８年10月14日まで

４　一般異議申述期間　令和８年10月28日から令和８年11月４日まで

横浜地方裁判所第３民事部再生係

### 給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

**令和７年（再ロ）第８号**

横浜市港北区日吉本町４丁目17番60－３号

再生債務者　田中　克利

１　意見聴取に付する再生計画案　令和８年３月９日付け再生計画案

２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

３　２の書面の提出期間　令和８年９月28日まで

令和８年９月14日

横浜地方裁判所第３民事部再生係

**令和８年（再ロ）第８号**

広島市安佐北区大林町863番地５

再生債務者　出口　信二

１　意見聴取に付する再生計画案　令和８年９月７日付け再生計画案

２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

３　２の書面の提出期間　令和８年10月13日まで

令和８年９月15日

広島地方裁判所民事第４部

### 給与所得者等再生による再生計画認可

**令和７年（再ロ）第４号**

金沢市横山町22番21－１号

再生債務者　出水　正幸

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　令和８年８月17日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和８年９月16日　金沢地方裁判所民事部

**令和８年（再ロ）第４号**

横浜市港北区仲手原２丁目８番12号　ベルアズーリ201

再生債務者　小笠原優希乃

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　令和８年９月３日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和８年９月16日

横浜地方裁判所第３民事部再生係

### 所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てがあったので、所在等不明共有者は、同裁判をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。所在等不明共有者以外の共有者は、上記の不動産について裁判による共有物の分割の請求又は遺産の分割の請求がされている場合において、所在等不明共有者の持分の取得の裁判をすることについて異議があるときは、同日までに当裁判所に異議の届出をしてください。これらの届出がないときは、所在等不明共有者の持分の取得の裁判がされることになります。また、申立人以外の共有者は、上記の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てをする場合には、同日までに当裁判所に同裁判の申立てをしてください。

**令和８年（チ）第９号**

兵庫県赤穂市加里屋2550番地の１

申立人　西原　洋一

以下６名につき住所、居所、最後の住所及び不動産登記記録上の住所　不明

所在等不明共有者　大村　忠平

同　藤代　亀四郎

同　島木　万吉

同　渡邊　弥五郎

同　矢野　次郎吉

同　大村　長三郎

届出期間満了日　令和９年１月１２日

令和８年９月１０日

神戸地方裁判所洲本支部

（別紙）　物　件　目　録

１　所在　洲本市由良四丁目

地番　728番４

地目　原野

地積　52平方メートル

所在等不明共有者ら６名の持分

それぞれ７分の１ずつ

（大村忠平、藤代亀四郎、島木万吉、渡邊弥五郎、矢野次郎吉、大村長三郎の計６名）

### 所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地及び建物について所有者不明土地管理命令及び所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の土地及び建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

**令和８年（チ）第４号**

鹿児島県姶良市宮島町25番地

申立人　姶良市長米丸麻希子

亡鑪野久宣の最後の住所　鹿児島県姶良市加治木町錦江町73番地

所有者　亡鑪野久宣相続財産

届出期間満了日　令和８年11月10日

令和８年９月10日

鹿児島地方裁判所　加治木支部

（別紙）　物　件　目　録

１　所在　姶良市加治木町錦江町

地番　７３番

地目　宅地

地積　６１１．２５平方メートル

（所有者　亡鑪野久宣相続財産（不動産登記記録上の所有者　鑪野　久宣））

２　所在　姶良市加治木町錦江町７３番地

家屋番号　７３番

種類　居宅

構造　木造瓦葺平家建

床面積　８５．９５平方メートル

（附属建物）

符号　１

種類　物置

構造　木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

床面積　９．９１平方メートル